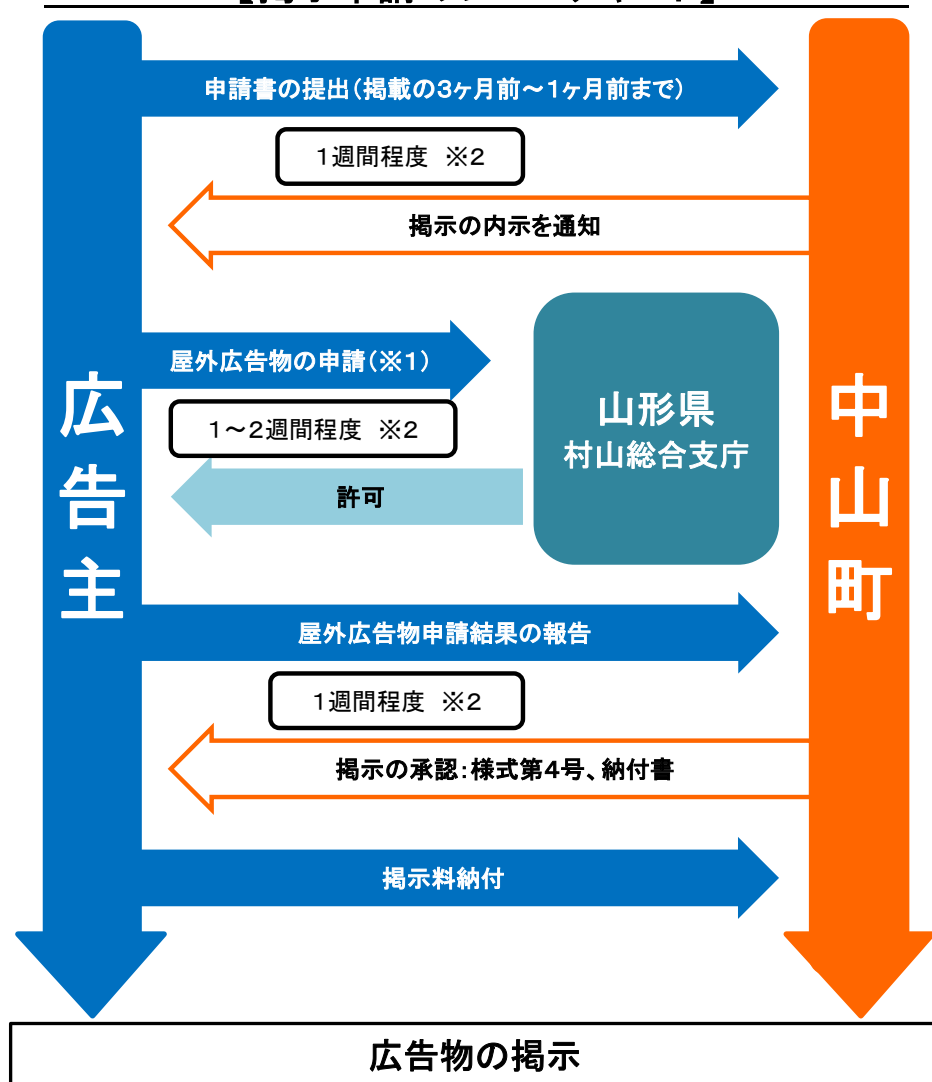


中山町催事等掲示枠（桜町）の利用について

【掲示申請のフローチャート】



※1 屋外広告物として山形県屋外広告物条例の手続きが必要かを、広告主が村山総合支庁に確認し、必要に応じて手続きを行う(掲示場所の使用権証明は町が内示する)。

※2 記載の処理期間は目安。

1. 掲示する内容

掲示物の内容は、町が実施、共催、後援又は協賛する事業に係るものの他、**広告主が主催する催事等、広告主が行う地域活動の情報**を基本とし、掲示物ごとに町の承認を受ける必要があります。

2. 利用可能期間

掲示は**1回あたり最長で3ヶ月**を基本としています(状況により延長申請も可)。なお、町事業や他広告主の利用状況により掲示可能期間が随時変動しますので最新の情報については、お問い合わせください。

3. 掲示に必要な費用

利用には**所定の掲示料**がかかります。また、県屋外広告物条例の申請手続を行う場合は県条例に基づく手数料等が発生する場合があります。なお、掲示物の作成についてはそれぞれで行ってください。

※参考標準掲示料 【全面1枚】月額9,600円 【上下分割1枚】月額4,800円

4. 掲示の規格

他の掲示物の視認性を損なわずに枠内に安全に固定できるものとしてください。標準的な掲示物の規格については標準横断幕仕様書をご覧ください。

5. 掲示物の取付け

手順等確認のため取付の際は町が立会います。また、落下及び盗難防止のために広告物に町で施錠を施す場合があります。

6. 掲示物の管理

掲示物は広告主が責任を持って管理してください。掲示物に起因した事故や損害等の問題は広告主がその責を負います。

7. 掲示物の撤去

掲示物を撤去する際は、事前に町に連絡し承諾のうえ撤去してください。なお、承認期間以外に掲示された場合は掲示物を町で撤去し、その撤去費用及び相当分の掲示料を請求する場合があります。

* 詳細は「**中山町催事等掲示枠に掲示する広告の取扱いに関する要綱**」を確認してください。

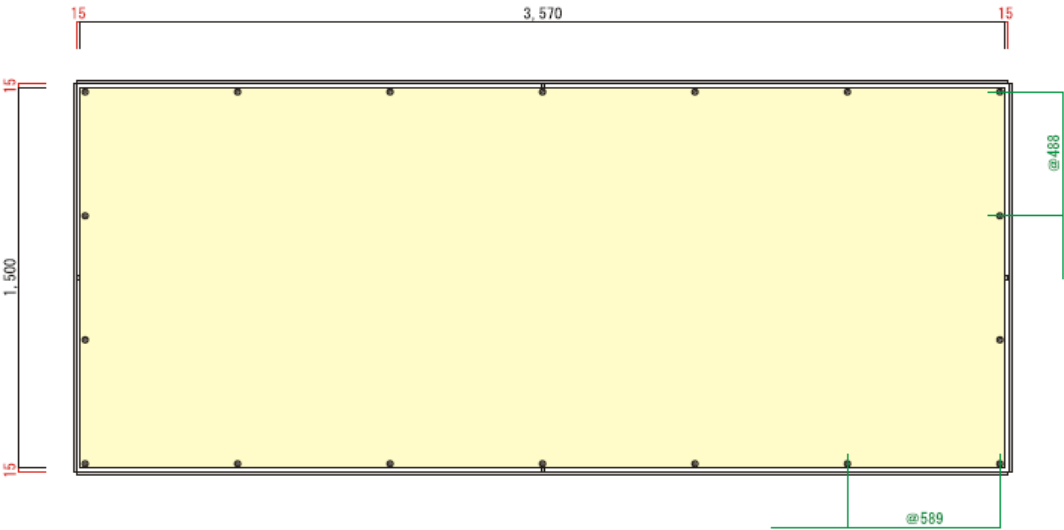
* 記載の内容は平成31年3月時点の内容です。

■お問合せ・申請先

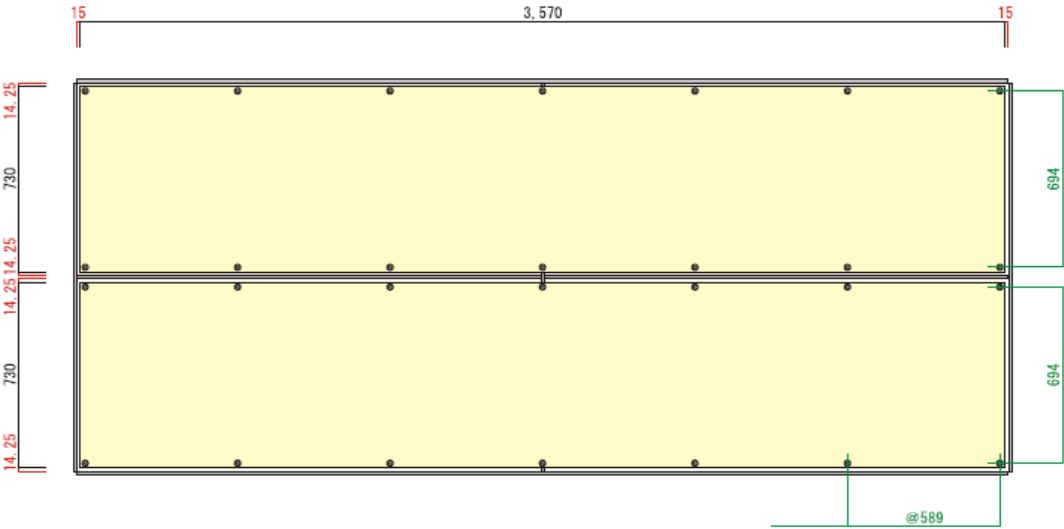
中山町総合政策課 政策企画グループ 〒990-0402 山形県東村山郡中山町大字長崎120
電話:023-662-4271 FAX:023-662-5176 メールアドレス:kikaku@town.nakayama.yamagata.jp

標準横断幕仕様書(抜粋) ※掲示物はターポリン素材を想定

①. 全面 (横断幕 1 枚)

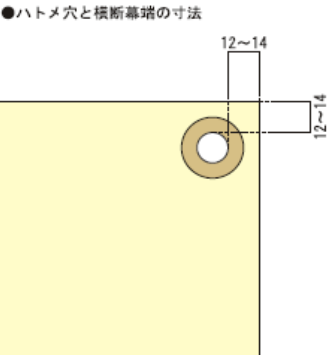


②. 上下 2 分割 (横断幕 2 枚)



●赤数字は横断幕と取付用丸棒との空き寸法
※東南北3台の案内掲示看板にて、またそれぞれ上下左右でも丸棒のピッチには若干の違いがあるので、横断幕を取付ける場所ごとに調整のこと。

●緑数字はハトメのピッチ寸法
※丸棒に留めるため、左図の寸法通りではなくても取付可能。



■標準横断幕材質（参考）
基布：ポリエステル100%
表面加工：ポリ塩化ビニル